

生徒会規約

名称

第1条 この会は粕屋中学校生徒会といいます。

目的

第2条 この会は、会員が自主的に協力し合い、よりよい学校生活をつくることを通して、心も体も健康な生徒になることを目的とします。

会員

第3条 この会の会員は本校生徒全員がなります。

活動

第4条 この会は第2条の目的を達成するために次の専門委員会を置きます。なお、専門委員会については別に規則で定めます。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 学習委員会 | (2) 生活委員会 |
| (3) 整美委員会 | (4) 給食委員会 |
| (5) 保健安全委員会 | (6) 体育委員会 |
| (7) 文化広報委員会 | (8) 図書委員会 |

機関

第5条 この会には次の機関をおきます。

- (1) 生徒総会、役員会、専門委員会、学級会
- (2) 部長会、部活動生集会

会議

役員会

第6条 役員会は会長、副会長、書記、専門委員長の12名で構成します。

第7条 役員会は生徒会の運営上、職員会との連絡その他必要な事項を話し合います。また生徒会行事の計画指導も行います。

生徒総会

第8条 生徒総会はこの会の最高の議決機関であり、毎年1回開かれます。また臨時総会も開かれます。

第9条 生徒総会は次のことについて話し合い、決定します。

- (1) 規約の改正
- (2) 生徒会年間活動の承認
- (3) その他大切な事項

中央・専門委員会

第10条 中央・専門委員会は会員を代表として、生徒会運営に関する次のことについて話し合い、決定します。

- (1) 学校生活目標の具体的実行事項
- (2) 規約・規則に関する事項
- (3) 全校集会及び学年集会の計画と実施
- (4) 集会、式典などに関する事項
- (5) その他必要な事項

第11条 中央・専門委員会は学級から選出された各学級2名と生徒会役員をもって構成し、毎月1回定例会を開きます。また臨時会も開かれます。

学級会

第12条 学級会は中央委員及び各委員を選び、組織を作って学級活動に参加します。

第13条 各学級は少なくとも月に1回は学級会を開き、学級を中心とする問題、及び生徒会から送付された問題を話し合っ中央委員会や専門委員会とつながります。

その他

- 部長会
- 部活動生集会

第14条 全て会議は、その構成人員の3分の2以上の出席者で成立し、議決は出席人員の過半数の賛成があればよい。可否同数のときは議長一任とします。ただし、規約改正の場合は出席会員の3分の2以上の賛成が必要です。

役員

第15条 この会に次の代表役員をおきます。

会長 1名 副会長 2名 書記 1名 専門委員長 8名

第16条 会長はこの会の代表者であり、会務執行の最高の責任者で、生徒総会や中央委員会を招集します。

第17条 副会長は会長をたすけ、会長に事故あるときはその代理をします。

第18条 書記は会長、副会長をたすけ、記録をとります。また、生徒会通信を発行します。

第 19 条 役員選挙については別に規則で定めます。

第 20 条 役員任期はすべて 1 年とし、2 学期末に改選します。また役員に欠員ができたときは、直ちに補充しますが、その任期は前任者の残余の期間とします。

会計

第 21 条 この会の会費は毎月徴収とします。

第 22 条 この会の会計年度は、年度頭初より翌年 3 月末日までとします。

補則

第 23 条 この会のすべての決定と活動は学校長の承認を得て行われます。また学校長の委嘱する教師は顧問として指導にあたります。

第 24 条 この会の各機関は仕事の便宜上、必要な細則を定めることができます。

第 25 条 生徒会役員及び中央委員並びに専門委員はそれぞれ兼任することはできません。

第 26 条 会員はこの会の活動に積極的に参加し、会を向上発展させる義務を負います。

生徒会役員選挙規則

選挙権

第1条 本校生徒の会員すべてに選挙権があります。

被選挙権

第2条 生徒会役員選挙においては、2年生に被選挙権があります。1、3年生は被選挙権がありません。

会長 1名 副会長 2名 書記 1名 専門委員長 8名

立候補

第3条 立候補者は第2条に定められた要領で役職ごとの候補者として、それぞれ立候補します。（ただし、一候補一職に限ります）

第4条 立候補者は各学級の選挙管理委員を通じて選挙管理委員会に立候補の届けをなし、委員長は委員会の名においてこれを受理します。

選挙管理委員会

第5条 選挙管理委員会は、各学級から1名ずつ選出した選挙管理委員で構成し、委員の中から互選によって正副の管理委員長を決めます。

第6条 選挙管理委員には被選挙権がありません。

第7条 選挙管理委員会は次の仕事をします。

- (1) 立候補の受付
- (2) 投票・開票の直接管理
- (3) 選挙違反、妨害等の監視
- (4) 選挙日程の計画と実施

第8条 選挙管理委員会は、選挙日の前後を通じて約30日間設けます。

投票

第9条 投票は各学級の選挙管理委員の管理の下で行います。

開票

第10条 開票は即日、選挙管理委員会が生徒会顧問教師の下に行います。

第11条 次のような票は無効とします。

- (1) 立候補者以外の名前を書いたもの。

- (2) 立候補者の誰を書いたかわからないもの。
- (3) 規定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
- (4) 立候補者名以外にむだな字や文句を書いたもの。

当選者の決定

第12条 有効得票の最も多い人を当選とします。

もし同得票数の場合は決選投票によって決めます。なお三役の当選決定は、原則として有効投票数の3割以上の得票を必要とします。

第13条 立候補者が定員数の場合は信任投票を行い、原則として5割以上の賛成票を得た人を当選とします。

第14条 当選者が決定したら選挙管理委員会は、学校の承認を得てから全会員に告示します。

選挙運動

第15条 立候補者は、運動員を1名選び、選挙管理委員会に届け出なければなりません。

第16条 選挙運動は立候補届け出締切り日の翌日から選挙日の当日の朝まで、定められた時間に学習の秩序を乱さない程度で行います。また学校外での選挙運動は禁止します。

第17条 選挙運動は、生徒会から出る選挙費用の範囲内で行います。

第18条 選挙ポスターの掲示については選挙管理委員会の指示に従って行います。

補則

第19条 役員に欠員のできたときは10日間以内に補欠選挙を行い選出しますが、その選出についてはこの選挙規則を準用します。

第20条 3年生の三役及び各機関の長は、次期には補佐役として後任の世話をします。

中央・専門委員会規則

総則

第1条 この規則は生徒会規約第4条に基づいて定めます。

第2条 専門委員会は、毎月1回定例会を開き、必要であれば学年専門委員会も開きます。また臨時会も開かれます。

第3条 各専門委員会は学級から選出された専門委員と専門委員長によって構成されます。

第4条 専門委員会は計画した事項を学級会を通して実践に移します。また各学級から提出された問題を審議し同様の手続きを経てから実践に移します。

中央委員会

第5条 中央委員は次の仕事をします。

- (1) 全ての委員会活動の総括
- (2) 学級のとりまとめ
- (3) 朝の会、帰りの会、各授業の開始、終了の号令とそれに伴う着席指導・・・始まり、終わりを2名で協力して行います。
- (4) 学級会の司会進行
- (5) 行事・集会等における整列指導

学習委員会

第6条 学習委員会は次の仕事をします。

- (1) 日々の学習時間の伝達・・・その時間の学習の準備、宿題、考査範囲などの周知。
- (2) 学習態度の指導・・・学習の発表態度など。

生活委員会

第7条、生活委員会は次の仕事をします。

- (1) 校内・・・服装、礼儀、遊び等に関すること。
- (2) 諸秩序・・・校内の態度の指導を行う。

整美委員会

第8条 整美委員会は次の仕事をします。

- (1) 清掃指導・・・ごみの回収を行う。また、清掃キャンペーンを適度に行う。
- (2) 校内の美化と愛護・・・教室内の整理整頓。

窓の開閉、ガラスの美化、花びんの花や花壇の世話など、美化と愛護の呼びかけ。

(3) 水道の管理・・・水を節約させ、無駄な流出がないように常に注意する。足洗い場の水の世話もする。

(4) 大掃除・・・学期末の大掃除の指導。

(5) 備品の整理と保管・・・清掃用具の点検。

(6) 修理・・・机、いす、扉などの簡単な修理。

給食委員会

第9条 給食委員会は次の仕事をします。

(1) 給食の世話・・・配膳・片付け・食事前の手洗・良い食事の仕方など。

(2) 給食についての調査。

(3) 配膳室の片付け。

(4) 食育に関すること。

保健安全委員会

第10条 保健安全委員会は次の仕事をします。

(1) 健康衛生への関心をたかめる。

(2) 衛生検査・・・つめ・ハンカチ・ちり紙等。

(3) 健康診断の世話・・・準備、誘導、記録等。

(4) 欠席者・・・健康観察簿の提出。

(5) 環境衛生。

(6) その他安全に関すること。

文化広報委員会

第11条 文化広報委員会は次の仕事をします。

(1) 視聴覚器具に関する仕事、及び放送聴取態度の指導。

(2) 文化的行事に関する仕事。

(3) 掲示物の選択、及びその掲示と整理。

(4) 配布物の点検。

体育委員会

第12条 体育委員会は次の仕事をします。

(1) 体育時間の世話・・・係の先生と連携して、用具等の準備や準備体操などをさせる。

(2) 体育会における全校生徒への指導。

(3) 用具、体育館の管理。体操服の点検。

図書委員会

第13条 図書委員会は次の仕事をします。

- (1) 図書館の閲覧指導及び本の貸し出し、返却の世話。
- (2) 新刊書の紹介、利用状況の調査、統計。
- (3) 図書館内の本の管理・整理整頓。
- (4) その他図書に関する仕事。

補則

第14条 この規則にある常設の専門委員会の他に中央委員会の承認を得て、臨時に必要な専門委員会を設置することができます。

第15条 各専門委員会はそれぞれ顧問教師と常に連絡をとり必要な指導を受けます。また他の専門委員会と連絡をとり、協力を得て活動の能率をあげるようつとめます。

第16条 この規則の改廃は生徒総会の議決によって決めます。